

高齢者あんしん見守り支援事業

ひとり暮らし等の高齢者が家庭内での緊急事態、または機器の操作履歴等をあらかじめ登録した家族や友人知人に知らせることのできる機器（以下、「あんしん見守り機器」といいます）の契約に係る初期費用または設置費の一部を市が助成します。

《利用対象者》

- ① 70歳以上のひとり暮らしの方
- ② 70歳以上の高齢者のみの世帯で、要支援・要介護の認定を受けた方又はその介護者
- ③ 同居者の就労等により、1日6時間以上で週3日以上、上記①または②の状態になる方

《あんしん見守り機器の種類と助成限度額》

種目および限度額	性能および登録機種
① 救急代理通報型 限度額 13,000円	自宅内に取り付けた機器及び付属するペンダント等で緊急事態に一動作、または、一定時間操作等がない場合に警備会社等に通報され、通報した利用者の様態によって、警備会社等の隊員が駆けつけるとともに救急車等の出動を要請することができます。
② その他（救急代理通報型以外の物） 限度額 8,000円	あらかじめ登録された連絡先に、機器を操作して緊急事態の発生を知らせるものや、機器の操作履歴等を定期的にお知らせするものなどがあります。救急車等の要請はできません。 ※機器によっては、警備会社等へ通報され、要請があれば、ガードマン等を急行させるものもあります。（一部有料）

《自己負担について》

- ① 市民税が課税されている世帯の方は、自己負担 1割（限度額まで）。限度額を超えた部分については全額自己負担。
 - ② 利用者の属する世帯全員が市民税非課税の場合及び生活保護受給世帯は、自己負担なし（限度額まで）。限度額を超えた部分については、全額自己負担。
- 市は、契約に係る初期費用または設置費の一部を負担しますが、毎月の利用料等は自己負担です。

《申請の手続き》

申請窓口：市役所高齢福祉課・地域包括支援センター・福祉相談センター

1. 『助成申請書』と『家族の勤務等状況届』（65歳以下の同居者がいる場合に必要です）の提出をお願いします。（事前に希望の機種を決定のうえ、ご申請下さい。緊急連絡先が必要となりますので、緊急連絡先の方と十分相談の上、申請をお願いします。）
2. 申請内容を審査の上、市役所より『助成決定通知書』及び『請求書（契約後に市に助成金を請求する書類です）』が郵送されます。（希望機器の取扱業者へも『助成通知書』で連絡します。）
3. 決定の通知が届きましたら、希望機器の取扱業者へ直接連絡し、契約をして下さい。
4. 契約・設置が完了したら取扱業者から発行される、『契約書（設置費等がわかるもの）』及び『設置費用の支払い済みの領収書等』を添付し、必要事項を記載した請求書を市役所へ提出してください。
5. 提出して頂いた請求書及び添付書類を確認し、指定の口座に助成金を振り込みます。

【機器の契約は、利用者様と取扱業者で直接行っていただきます。機器の契約内容や製品の注意事項については取扱業者にお問い合わせいただき、よく確認するようお願いいたします】

※ 救急代理通報型を利用中に、立川市高齢者救急通報システム事業に該当する疾患（脳血管・心臓・呼吸器）に見舞われた場合には、高齢政策課へご連絡下さい。毎月の利用料が市負担になる場合があります。

※ ご不明な点は、下記お問合せ先にご連絡下さい。

《問合せ先》 立川市 高齢政策課 業務係
電話 042-523-2111 内線 1475